



ひだかインフォメーション
 市役所へのご連絡は
 ☎ 989-2111 FAX 989-2316
 ホームページアドレス
<https://www.city.hidaka.lg.jp/>

お知らせ

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の申請は9月30日(金)が締め切りです

申請期限の9月30日(金)を過ぎると給付金を受け取ることができません。市から送られた確認書が手元にある人は、期限までに返送してください。

また、住民税非課税世帯で、令和3年1月2日から4年6月1日までに転入した人や、4年1月以降、新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した世帯も申請してください。

※令和3年度に既に給付を受けている世帯は対象外です。

※詳しくは市ホームページで確認してください。

問い合わせ 生活福祉課臨時特別給付



金担当(1階⑩番窓口)
☎985-4601

子育て応援券をご利用ください

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰による子育て世帯の経済的負担を軽減するため、8月下旬から順次子育て応援券を発送しています。

対象 市内在住の平成16年4月2日以降に出生した子ども

内容 一人当たり5000円分(500円券×10枚)

使用期限 令和4年12月31日(土)

使用できる店舗 同封の一覧表をご覧ください。

※最新の状況は市ホームページに随時掲載します。

問い合わせ 子育て応援課子育て応援担当(1階⑥番窓口)



日高市三道大会の開催中止

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、日高市三道大会は、開催を中止することになりました。

問い合わせ 日高市スポーツ協会(生涯学習課内) ☎989-2111

無料耐震診断相談会

木造住宅を対象とした無料耐震診断相談会を開催します。当日は、木造住宅等の耐震診断・施工業務に携わっている建築士に相談できる良い機会です。図面をもとに、耐震診断技術者の講習会を受講した市職員が事前診断を行い、相談会当日に診断結果をお渡しします。

期日・場所

- 10月15日(土)・高麗川公民館
- 10月16日(日)・高麗公民館
- 10月22日(土)・高萩公民館

時間

午前9時～正午

対象

昭和56年5月31日以前に着工された木造2階建て以下の一戸建て住宅など

人数

各10人(申し込み順)

申し込み

9月30日(金)までに、住宅の間取りが分かる図面(建築確認申請に添付された図面等)をお持ちの上、直接左記へ

問い合わせ 都市計画課建築指導・開発指導担当

特別弔慰金の手続きはお済みですか

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金(第11回特別弔慰金)を受けるためには、請求手続きが必要です。まだ手続きをしていない人は、早めの請求手続きをお願いします。

支給対象 令和2年4月1日(基準日)において、公務扶助料や遺族年金等を受ける人がいない場合に、次の順

飯能警察署からのお知らせ

架空請求詐欺に注意してください

○身に覚えのないメールは開かない
 ○「滞納金がある」本日中に支払う必要がある」等、お金を請求する内容は詐欺を疑う

○知らない相手に電子マネーカードの番号等を絶対に教えない

そのようなメールが来て迷ったときは、相手に連絡する前に家族や警察に相談してください。

問い合わせ 飯能警察署生活安全課 ☎972-0110

9月21日から30日までは秋の全国交通安全運動

統一行動日

○歩行者保護の日・飲酒運転根絶の日(9月22日(木))
 ○自転車安全利用の日・交通事故死ゼロを目指す日(9月30日(金))

問い合わせ 危機管理課交通安全・防犯担当



就業構造基本調査にご協力を

総務省では、令和4年就業構造基本調査を実施します。この調査は、就業・不就業の実態を明らかにするもので、9月下旬から調査員が無作為に抽出さ



国民年金保険料は追納できます

ね・ん・きん
ミニ知識
 保険年金課
 国民年金・医療費担当

免除・猶予、学生納付特例の承認を受けた期間の前10年以内であれば、国民年金保険料をさかのぼって納めること(追納)ができます。

追納した期間の保険料は「全額納付」として算定されるため、老齢基礎年金の受給額を満額に近づけることができます。ただし、免除等の承認を受けた期間の翌年度から数えて、3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料に一定額が加算されます。

追納の申し出、納付状況の確認および納付書の再発行は下記へお問い合わせください。

問い合わせ 所沢年金事務所 ☎04-2998-0170

シリーズ“どうする? 「空き家」”

～我が家を困った空き家にしないために～

問い合わせ 都市計画課計画推進・企業誘致・住宅政策担当

空き家にしてしまう前に検討を 不動産担保型生活資金貸付の案内

現にお住まいの不動産(土地・建物)を所有している65歳以上、低所得の高齢者世帯の人が、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する場合、その不動産を担保にして生活資金の貸し付けを行うことにより、その世帯の自立を支援することを目的とした貸付制度です。

貸付額は、1か月当たり30万円以内(不動産評価・年齢・生活費不足額などに応じ算出)で3か月ごとに交付します。貸付限度額は、担保となる土地評価額の70%までです。

不動産は、土地の概算評価額が1,500万円程度であることが必要となります。

※要保護相当の高齢者世帯は、評価額が500万円以上です。

詳しくは、日高市社会福祉協議会(☎985-9100)にお問い合わせください。



第8回 空き家の活用①

日高市空家等対策協議会委員

日高市社会福祉協議会 橋口秋江

空き家を地域の支え合い拠点に

少子高齢化や社会構造の変化、地域コミュニティの希薄化などにより、社会的孤立が地域の問題となっています。

そのような中、空き家等を活用した地域の居場所づくりや、地域の支え合い活動拠点づくりは、空き家の有効活用と地域コミュニティの活性化として双方に有効な取り組みとして注目されています。

日高市社会福祉協議会では、地域の支え合いづくりを地域の皆さんと協働し行っています。社会貢献的有効活用として、ご協力いただける空き家情報を募集しています。利用には、さまざまな要件もありますので皆さんと一緒に模索していきたいと思

れた一部の世帯へ調査票を配布します。調査へのご理解と回答をお願いします。
問い合わせ 市政情報課広報・統計担当

ナラ枯れ被害にご注意ください

市内で「カシノナガキウムシ」によるナラ枯れ被害が多数発生しています。ナラ枯れがある木は、葉が枯れる、枝が落ちるなどの症状や、枯れてから1、2年で倒木しやすくなります。

ナラ枯れ被害を防止するには、早期発見、早期防除を行うことが重要です。山林を所有している人は、ナラ枯れがある木を早期に伐採するなどの対策をとり、近接に迷惑が掛からないように十分に注意してください。

問い合わせ 産業振興課農政担当

